

令和4年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年6月3日

招集年月日	令和4年6月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年6月3日午前10時05分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	6 番	大 江 厚 子		7 番	影 井 伊久美	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	—		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年6月3日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第1号	令和3年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和3年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	令和3年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第4号	令和3年度安芸太田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町税条例等の一部を改正する条例)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町介護保険条例の一部を改正する条例)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解について)
議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (穴辺地消防施設)
議案第47号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (二郷辺地消防施設)
議案第48号	安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
議案第49号	町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について
議案第50号	令和4年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)
議案第51号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第52号	令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第53号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第54号	令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第55号	令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年第3回定例会
(令和4年6月3日)
(開会 午前10時05分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第3回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から御手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長、病院事業管理者です。なお同条の規定によって、町長及び教育長から、説明員を委任したことについて、御手元に配付した写しのとおり通知がありました。3月の定例会以降、本定例会までに受付けた陳情等は、御手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。4月20日と21日の2日間、産業建設常任委員会を、農林水産省における研修会並びに国土交通省における要望・陳情のため、委員派遣をいたしました。その結果につきましては御手元に配付した報告書のとおりです。続きまして、4月30日に広報広聴調査特別委員会を町内で開催する住民との懇話会のため、委員派遣をいたしました。その結果につきましては御手元に配付した報告書のとおりです。監査委員から2月から4月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許可いたしません。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めまして皆さんおはようございます。本定例会もどうぞよろしくお願いいたします。それでは御手元に配付しております、資料をもとにですね、行政報告をさせていただければと思っております。

行政報告 1、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援対策として、令和3年度住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり10万円を支給する件について、支給要件に該当する1135世帯には、2月18日付で支給要件確認書を送付し、5月18日までに1021世帯、1億210万円の支給決定を行いました。確認書未提出者については、今後も提出を促すことに努めます。また、令和3年1月から令和4年9月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民税非課税相当以下となった家計急変世帯に対する給付金は、これまで3世帯に支給しました。国は、新たに、原油価格・物価高騰等総合緊急対策を打ち出され、家計急変世帯に対す

る給付金受給を後押しするために、新たに令和 4 年度に住民税非課税となった世帯へは、確認書の送付により、申請を不要とするプッシュ型給付にするとすることで、町としても、その対応を進めてまいります。

2、新たな教育大綱の策定について、5 月 11 日に総合教育会議を開催し、新たな教育大綱の策定に向けて準備を進めることを表明し、そのための諮問機関として安芸太田町らしい教育の在り方懇話会を設置することを報告いたしました。この安芸太田町らしい教育の在り方懇話会では、新たな教育大綱の策定に向けて、本町らしい教育や、本町としてどのような子どもを育てていきたいのかという目標について、有識者を交えて議論したいと考えており、かねてから、私が提案する自然を生かした教育の具体化や、これまで本町が力を入れてきた協調学習への理解を深めていきたいと考えております。年 3 回程度開催をし、町民にも広く公開をしつつ、議論を進め、本町の将来を見据えた大綱の策定を目指してまいります。

3、安野出張所の移転について、J A広島市安野支店の廃止に伴い、令和 4 年 4 月 1 日より、安芸太田町安野出張所を安野郵便局へ移転し、業務を開始しております。これまでと変わらぬ行政サービスを提供してまいります。

4、安芸太田町 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画の策定について、近年の急速な ICT の進展及び住民並びに企業のデジタル環境の変化を踏まえると共に、アフターコロナを見据えた、本町全体の情報化推進計画として、安芸太田町デジタルトランスフォーメーション推進計画をこのほど策定しました。計画期間を令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間とし、この期間における各施策分野におけるデジタル技術の導入の基本的な考え方を示しています。この計画を基本として、本町のデジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。

5、税務行政の推進について、令和 3 年分の確定申告を町内 18 会場で実施し、1470 件の申告を受け付けました。この申告に基づき、令和 4 年度町県民税の賦課作業を行い、納税通知書を発送します。また、軽自動車の登録に基づき、軽自動車税納税通知書、土地、家屋の評価、償却資産の算定に基づき、固定資産税納税通知書をそれぞれ発送しました。

6、ふるさと納税の推進について、令和 3 年度のふるさと納税が 1 億 5010 万 5000 円となり、昨年度の目標を達成いたしました。内訳は、ふるさと応援寄附金が前年度に比べ、プラス 31%の 1 億 4400 万 5000 円で、企業版ふるさと納税が前年度に比べ、プラス 165%の 610 万円です。ふるさと応援寄附金の推移、人気返礼品、企業版ふるさと納税の状況は、次のグラフ、表のとおりでございます。後ほど見ていただければと思います。

7、地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊は、今年度に入り、新たに 2 人が着任する一方、5 月末で 1 人が卒業し、6 月 1 日現在で 5 人の隊員が活動しております。新隊員は 1 人が、地域商社あきおおたで、主に地域産品のブランディングや情報発信を、もう 1 人は、井仁地域で、棚田保全を通じた地域活性化を任務として活動を開始しております。なお、本年度の地域おこし協力隊の活動報告会は、6 月 10 日に戸河内ふれあいセンターで開催を予定しております。

8、はしもトークの開催について、昨年度の地域住民との懇談会は、名称をはしもトークに改め、合計 13 会場で開催し、197 人の皆様に御参加いただきました。コロナの影響などもあり、開催会場も、参加者数も一昨年を下回りましたが、各会場において、前回の議論の経過報告を行うと共に、新たな意見や地域課題についての御指摘をいただきました。コロナの影響で、地域イベントも減り、町民の皆様と会話をする機会も減る中で、こうした機会の重要性を再認識しているところであり、今年度は 6 月から順次開催していく予定です。

9、水道事業の広域連携の見合せについて、かねてより懸案でありました水道事業の広域連携への参加の可否について、議会にも適宜御報告をし、また、町民との意見交換会も重ねながら、慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に、本町としては、今年度の参画を見送ることといたしました。県全体で見れば、広域連携による恩恵は大きなものがありますが、本町の場合は、地理的な要因等により、想定していたほどの効果が見込めないこと。また、太田川の源流域に位置する自治体として、水道事業は引き続き町が担うべきではないかと考え、判断いたしました。水道事業を町単独で支えることは大変ではありますが、諸課題の解決はもちろん、これまで以上に安全で安心な水を町民に提供し、水を財産としたまちづくりを進めるよう努めてまいります。

10、令和4年度深入山山焼きの実施について、深入山の自然環境を維持するため、4月10日に山焼きを実施しました。町主催行事としては、3年ぶり2度目の実施で、町職員62人のほか、町消防団100人、松原地域有志11人の協力を得て、約100ヘクタールの広大な草原に火入れしました。当日は、ほとんど告知をしないにもかかわらず、約900人の観光客も来場されました。今後とも、山焼きを継続し、県内でも数少ない草原の山を維持するとともに、今後は観光面での活用も検討を進めてまいります。

11、道の駅再整備事業について、令和3年度までの検討内容について、住民の皆様からの御意見を伺い、道の駅再整備基本計画中間報告を取りまとめました。今年度は、道の駅が、経営的に成り立つ施設とするため、道の駅の魅力向上の方策や、公民連携の在り方、手法等を検討し、道の駅再整備基本計画の完成を目指して取り組んでまいります。

12、国際交流員の配置について、4月18日に、インバウンドを含む観光客の誘客促進及び文化の多様性に対する住民の理解を深めることによる観光客受入れ環境の整備を目的として、国際交流員1人を任用しました。今後、地域商社あきおおたや教育委員会と連携し、町内外に向けた情報発信や、住民の皆様とのふれあいを通じた国際交流活動を推進してまいります。

13、三段峡遊歩道の状況について、令和3年8月の豪雨災害以来続いている通行禁止措置ですが、復旧工事については、紅葉シーズンまでに完了するよう、県で進めていただいております。なお、その場合でも、黒淵エリアの事業者への影響は大きいことから、工事期間中でも通行ができるように、現在県と調整を進めているところです。

14、町の観光キャンペーンについて、アフターコロナを見据え、本町の自然を活用した観光需要を促進するため、今年度の新企画として、地域商社あきおおたにより、歩くことをテーマとして、年間を通じた日帰り等のツアーを企画しております。4月7日の「花の駅から桜名所めぐり」は安野駅と寺領のシダレザクラをめぐるツアー、5月3日には、「早春の深入山と三段峡の三段滝・二段滝を歩く」ツアーを行い、総勢43人の参加がありました。また、宿泊助成事業 Come Up キャンペーンと飲食店周遊スタンプラリーを5月21日から開始しました。宿泊を伴う観光客を誘致するとともに、町内での観光消費額増加を目指してまいります。

15、黒い雨に遭われた方に対する被爆者健康手帳の交付について、国が示した新たな被爆者認定指針の運用が、本年4月1日から始まり、これまで援護の対象からもれていた黒い雨体験者に、被爆者健康手帳の交付が開始されました。手帳交付については、町から進達した申請書類を広島県で審査され、交付決定となったものから町に郵送され、申請者に対し町から手交または郵送するものです。5月末現在の被爆者健康手帳等の申請状況は以下のとおりです。第一種健康診断受診者証の交付については、受給者証の交付そのものが、被爆者健康手帳が交付されない場合の補完的な役割を持つ証であるため、被爆者健康手帳と同時に申請されていた21件（手帳交付が決定となった42件中）、については却下となりました。現在も、被爆者健康手帳や健康管理手当の交付申請が続いており、申請書を受理した際は、内

容を確認後、早期に県へ進達するよう適正に事務を進めてまいります。

16、新型コロナウイルス感染症に伴う自宅待機者への対応について、本町独自の取組である要支援自宅療養者に食料品や衛生用品等の生活必需品を詰め合わせた支援物品を自宅へ配送する取組について引き続き実施しております。物品の調達については、本町と包括連携協定を締結している生活協同組合ひろしま様の御協力をいただき、5月末現在で、支援要請があった28件、101人の要支援自宅療養者に57セットを届けました。

17、新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、本年1月末から医療従事者や介護従事者等に対して優先して接種を開始した新型コロナウイルスワクチン追加接種3回目は、予定どおり、2月から、65歳以上の方に開始するとともに、12歳から64歳以下の方についても、6か月を経過した時点で、追加接種が行えるよう、現在も医療機関の協力を得ながら継続して進めております。また、5から11歳の児童に対するワクチン接種は、3月から実施しましたが、町内での接種希望者が少ないこともあり、現在では、広域接種のみに移行しております。5月末現在での新型コロナワクチンの接種状況は以下のとおりです。

現在、新型コロナワクチンの4回目接種について準備を進めております。4回目のワクチン接種は、3回目のワクチンを接種して、5ヶ月を経過した60歳以上の方及び3回目のワクチンを接種して、5ヶ月を経過した18歳から60歳未満の方のうち、基礎疾患のある方等が対象となります。6月下旬を目途に、4回目のワクチン接種が開始できるよう鋭意準備を進めてまいります。

18、町内全域におけるごみ分別説明会開催について、令和4年度から、家庭ごみ指定袋の外袋を、燃えないごみ指定袋として利用可能としたことに加え、令和3年1月からの、燃えないごみ4区分に関する問合せもいまだに多いことから、今年度は町内全域でごみ分別説明会を開催しております。5月末まで六つの会場で開催しているところであり、引き続き、ごみ分別に関する周知啓発に努めてまいります。

19、小中学校、保育所、こども園の教育保育活動について、令和4年度の小中学校、保育所、認定こども園の児童生徒、在園児状況は、次のとおりです。

各小学校は、単式のクラスで、新たな学年をスタートしております。昨年度から引き続き、乳幼児期から義務教育期、高校の育ちと学びをつなぐ取組を一体となって進めています。4月13日には、小学校に、園所、小学校の先生が集まり、入学間もない1年生の授業の様子を参観し研修を行いました。なお、延期しておりました令和3年度の中学校の修学旅行については、4月に実施し、令和4年度の小学校の修学旅行も、5月19、20日に実施いたしました。コロナ感染対策を講じながらも、子どもたちの学びをとめることなく、教育活動を展開できるよう引き続き園、所、学校を支援してまいります。

20、学校運営協議会について、今年度より、町内全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。各校において開催した第1回の学校運営協議会では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度の意義や役割等の確認、学校長による学校運営基本方針の説明等を行いました。各校の協議会委員の皆様より様々な視点から御意見をいただきながら、学校、家庭、地域社会が一体となって、子どもたちを育てていくことができるよう、今後も学校運営協議会の充実に向けた取組を進めていきます。

21、ホストタウン自治体表彰について、本町はホストタウン交流の功績が認められ、3月25日に東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から表彰されました。新型コロナウイルス感染症の影響で、メキシコオリンピック選手団の受入れはかありませんでしたが、町内の小中学生が選手に折り鶴レイや激励手紙を届けたり、大会後は、筒賀小学校5、6年生がライフル選手とオンラインによる交流会を実施するなど、工夫を凝らした交流を行ったことを評価いただきました。

22、令和 4 年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰について、安芸太田町立図書館が令和 4 年度、子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣から表彰されました。町内の教育・保育現場と町立図書館が連携し、子どもの自主的な読書活動の推進を図ることを目的に、平成 23 年度より、本町司書による巡回活動を展開していることを高く評価いただいたものです。

23、加計高校支援について、本年度の加計高校の新入生は 39 人、総生徒数は 107 人となりました。新入生のうち、県外からの入学生徒は 13 人であり、全国公募の成果も上がっています。また、令和 3 年度卒業生においては、国公立大学進学者も 7 人となり、教育支援の成果も上がっております。今後も、生徒寮、公営塾、クラブ活動支援、教育支援等を推進し、全国の中学生から選ばれる高校を目指し、魅力向上のため、取組を進めてまいります。

24、安芸太田町病院事業中長期計画、安芸太田病院公立病院経営強化プランの策定について、3 月 29 日に総務省自治財政局長通知より、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示されました。昨年 12 月に取りまとめた改革プランの素案を確認したところ、今回、総務省が示したプランの内容は全て網羅されておりましたので、取りまとめた素案をそのまま安芸太田病院公立病院経営強化プランとしております。経営強化プランの計画期間は令和 4 年度から、令和 9 年度までのおおむね 6 年間とし、①安芸太田病院の役割や機能の最適化と連携の強化、②医師、看護師等の確保と働き方改革、③経営形態の見直し、④新興感染症への取組、⑤施設設備の最適化、⑥経営の効率化について、取組を強化することを盛り込んでおります。今後は、本計画の実現に向けて、町と病院事業が密に連携してまいります。

25、広島県医療勤務環境改善センターの支援について、広島県健康福祉局、医療介護基盤課と連携し、広島県医療勤務環境改善支援センターより、専門のアドバイザーを派遣いただき、4 月 25 日と 5 月 13 日の 2 日間で、全職員を対象とした研修会を開催いたしました。この研修会は、令和 6 年 4 月からの医師の時間外労働時間の上限規制等の適用開始も視野に入れ、医師や看護師など、全ての医療スタッフが健康で生き生きと働くことができる職場づくりを実現するためのものです。職員へのアンケートによる評価やニーズの把握等を行い、職員にとっては、負担軽減や働きがいの向上を目指し、患者様にとっては、質の高い医療が提供され、経営面では、コストの適正化、経営の質の向上につながり、Win-Win-Win となるような好循環を生み出す足がかりにしたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第 3. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、6 番大江厚子議員及び 7 番影井伊久美議員を指名いたします。

日程第 4. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第 4、会期の決定について議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日 6 月 3 日から 6 月 10 日までの 8 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は 8 日間に決定いたしました。

-
- 日程第5. 報告第1号
 - 日程第6. 報告第2号
 - 日程第7. 報告第3号
 - 日程第8. 報告第4号

○中本正廣議長

日程第5、報告第1号、令和3年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第8、報告第4号、令和3年度安芸太田町一般会計事故繰越し繰越計算書についてまでの4件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号、令和3年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、この繰越計算書は、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第2号、令和3年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、この繰越計算書は、令和3年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）で設定しました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第3号、令和3年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、この繰越計算書は、令和3年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第4号、令和3年度安芸太田町一般会計事故繰越し繰越計算書について、この繰越計算書は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業及び橋梁施設改良事業について、コロナの影響による事業中断や豪雨災害による全体的な労働者、設計従事者不足の影響等により、年度内に終わらなかった事業費を翌年度に繰越して使用するもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものです。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

はい、長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、報告第1号、令和3年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、総務課より、御説明申し上げます。先の3月定例会で御承認いただきました、令和3年度安芸太田町一般会計繰越明許費について、実際の繰越額や財源内訳が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項に従いまして、御報告をさせていただくものでございます。対象事業や繰越額の詳細につきましては、報告第1号、めくっていただきまして、1ページ2ページ、資料をつけさせていただいております。繰越計算書にまとめておりますので御確認をお願いいたします。最終的な翌年度への繰越額は、2ページの1番下の合計欄のとおり、全体で4億187万9000円です。この繰越額の主な理由は、3月定例会でも御説明申し上げましたけれども、主には新型コロナウイルス感染症や災害の影響で、建設工事関係の人手不足や、資材調達の困難化など、事業の進捗調整を余儀なくされ、結果的に工事発注の遅れや、関係者との調整に不測の事態を要したことにより、業務の遅延が生じてしまったことによるものでございます。

各事業における翌年度繰越額の多くは、先の 3 月定例議会で御承認いただいた繰越明許額と同額を繰越させていただいておりますけれども、総務費の関係の高速ブロードバンド基盤整備推進事業の、ケーブル移設作業につきましては、令和 3 年度末で事業完了出来ましたので、繰越額がゼロ円、また、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業につきましては、対象世帯への給付が進んだことにより、御承認いただいた繰越明許費額より大幅に減額した繰越額となりました。この給付金につきましては引き続き、未支給世帯への支給促進に努めるとともに、新たに令和 4 年度、住民税非課税世帯への給付金支給事業の対応も進めてまいります。それから、土木費の町道整備事業、災害復旧費の農地災害復旧事業においても、令和 3 年度の事業進捗により、減額した繰越額となっております。全体で 25 事業について、次年度に繰越し対応させていただくものでございます。報告第 1 号は以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。報告第 2 号、令和 3 年度、安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。3 月議会で御承認をいただきました令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計の繰越につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告をさせていただきます。1 ページ目をご覧ください。お開きください。簡易水道費、簡易水道施設費、簡易水道施設管理事業、簡易水道戸河内地区、配水管布設工事であります。この工事、施工に伴う、工事資材の調達に不測の日数を要することが想定されておりましたが、資材の調達が可能となったため、年度内完了となっております。続きまして特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許計算書について説明をさせていただきます。こちら、3 月議会で御承認をいただきました、令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越につきまして、実際の繰越額や財源の内訳が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告をさせていただきます。1 ページ目をお開きください。2 点あります。下水道費、下水道施設費、公共下水道施設整備事業。1 点目です。耐水化事業、防水扉等の工事でございます。令和 3 年 12 月 20 日に成立した国の令和 3 年度補正予算でございます。令和 4 年 3 月 14 日に交付決定を受けたもので、年度内での事業完了は困難ため、繰越の承認をいただいた事業です。2 点目です。公営企業会計移行支援業務についてです。業務内容の精査に時間を要したことにより、受注に至るまでの不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったため、繰越承認をいただくようでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは続きまして、報告第 4 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計事故繰越繰越計算書について、総務課より御説明申し上げます。報告第 4 号の次ページにありますとおり、二つの事業について事故繰越として翌年度へ繰越させていただいたものでございます。一つ目の、まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施をしております。安芸太田町 Come Up 事業について、蔓延防止等重点措置など、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業執行の中断を受け、年度内の予算執行が困難になったため、さらに翌年度に予算を繰越、引き続き、事業者支援として実施するものでございます。二つ目の、橋梁施設改良事業でございますけれども、町道本郷線、明神橋、町道澄合二反田線、二反田橋の工事請負費について、令和 3 年の 7 月 8 月の豪雨災害による全県的な労働者設計従事者の不足により、受注までに不測の日数を要したため、やむを得ず翌年度に予算を繰越、対応するものでございます。報告は以上でございます。

○中本正廣議長

これで報告第1号から報告第4号までを終わります。

日程第9. 承認第3号
日程第10. 承認第4号
日程第11. 承認第5号
日程第12. 承認第6号
日程第13. 議案第46号
日程第14. 議案第47号
日程第15. 議案第48号
日程第16. 議案第49号
日程第17. 議案第50号
日程第18. 議案第51号
日程第19. 議案第52号
日程第20. 議案第53号
日程第21. 議案第54号
日程第22. 議案第55号

○中本正廣議長

日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町条例等の一部を改正する条例）から日程第22、議案第55号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの14件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続きまして、提案説明をさせていただきます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例等の一部を改正する条例）。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正と、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置を令和4年度分までに延長する改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町介護保険条例の一部を改正する条例）。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を令和4年度分まで延長する改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）。電話線切断事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（穴辺地消防施設）。令和4年度において、辺地対策事業債を財源として、穴辺地において、消防施設整備事業を実施したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めます。

議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（二郷辺地消防施設）。令和4

年度において、辺地対策事業債を財源として、二郷辺地において、消防施設整備事業を実施したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第48号、安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。この条例の条文が引用する租税特別措置法施行令の条項ずれの改正が行われたため、改正するものです。

議案第49号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について、町営住宅契約者において、ほかに迷惑を及ぼす行為及び住宅使用料を滞納している者に対して、建物明渡し請求訴訟を行うものです。

議案第50号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）、令和4年度安芸太田町一般会計の補正予算（第2号）は、1億9449万8000円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が感染症予防事業費等補助金など新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助金、社会資本整備総合交付金などの国庫、県費補助金及び基金繰入金が増が主なものです。歳出は、職員給与費について、令和4年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替え、新型コロナ対応として、4回目のワクチン接種対応、子育て世帯生活支給特別給付金支給等に係る事業費の増、国庫補助金の採択に伴う町道法面補修工事、橋梁修繕工事及び小規模崩壊地復旧事業に伴う工事請負費の増が主なものです。

議案第51号、令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ237万円の減額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費について、提案4年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものです。

議案第52号、令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ21万8000円の増額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費について、令和4年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものです。

議案第53号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ20万2000円の増額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費について、令和4年4月1日付人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものです。

議案第54号、令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ25万円の増額を定めるものです。今回の補正は、職員給与費について、令和4年4月1日付け人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものです。

議案第55号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ817万3000円の増額を定めるものです。今回の補正は、本郷浄化センターの施設修繕に伴う事業費の増によるものです。詳細については、担当課長等から説明をさせます。以上でございます。

○中本正廣議長

これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上提出議案については後日、詳細説明、審議を行いたいと思います。本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前10時47分 散会
